

通帳発行手数料に関する特約

1 この特約の範囲

この特約は、当組合と貯金契約を締結する個人が当組合に有する普通貯金口座および貯蓄貯金口座について、普通貯金規定（または総合口座取引規定）および貯蓄貯金規定に加えて適用されます。

2 紙の通帳を発行する場合の手数料

- (1) 当組合所定の日以降に新たに開設された普通貯金口座（総合口座取引を含みます。）および貯蓄貯金口座については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
 - a 紙の通帳の発行
 - b 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の紙の通帳の発行
- (2) 紙の通帳を利用する場合であっても、当組合所定の条件に該当する場合は、通帳発行手数料をいただかないこととします。
- (3) 第1項の手数料は、通帳の発行時に店頭でお支払いいただきます。

3 特約の変更等

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当組合所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上

(2026年7月1日現在)